

対象者 各位

京セラドキュメントソリューションズ健康保険組合

マイナンバーカードの保険証利用登録のお願い

平素より健康保険組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和6年12月2日より健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組み（マイナ保険証の利用）に移行しています。今年の12月2日以降は健康保険証が使用できなくなり、医療機関を受診の際には、原則マイナ保険証を利用いただくこととなります。

マイナ保険証では、より良い医療を受けることができ、各種手続きも簡素化されます。未だマイナンバーカードをお持ちでない方、またはマイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方は、早めに取得・登録いただきますよう、お願い致します。

<今後のスケジュールについて>

	2025年				2026年				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
健康保険証	→				【2025/12/1】 経過措置期間 終了	健康保険証 完全使用不可			
マイナ保険証	→								
資格確認書	有効期限：2029年12月1日まで 対象者のみ配布(※)								

<マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法：3ステップ>

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



※詳しくは、[こちら](#)(厚生労働省 HP：マイナンバーカードの健康保険証利用方法 リンク)

※マイナンバーは勤務先への届出が義務付けられており、健保加入者のマイナンバーは、健康保険法施行規則に基づき、会社より当健保へ連携されます。マイナンバーを会社へ届出されていないと、マイナンバーカードを保険証として利用できません。

<「資格確認書」について>

発行対象 (社員・扶養家族)	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを取得していない方／返納された方 ●マイナ保険証の利用登録解除を申請した方(登録解除者) ●マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方
-------------------	---

※対象者への「資格確認書」の配布は、後日改めてお知らせ致します。(2025年11月中旬～下旬 配布予定)

※マイナ保険証『登録済み』の方には発行されません。

(念のため持っておきたい等の理由で「資格確認書」の発行はできません。)